

独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

○独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府原案による改正後	改正前
<p>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十三条）</p> <p>第三章 評議員会（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 業務等（第十六条―第十九条）</p> <p>第五章 雑則（第二十条・第二十一条）</p> <p>第六章 罰則（第二十二条―第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十</p>	<p>独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十三条）</p> <p>第三章 評議員会（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 業務等（第十六条―第二十二條）</p> <p>第五章 雑則（第二十三条―第二十五条）</p> <p>第六章 罰則（第二十六条―第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十</p>	<p>独立行政法人大学評価・学位授与機構法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第七条―第十三条）</p> <p>第三章 評議員会（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 業務等（第十六条・第十七条）</p> <p>第五章 雑則（第十八条・第十九条）</p> <p>第六章 罰則（第二十条―第二十二條）</p> <p>附則</p> <p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</p>

六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等(国立大学法人(同条第一項に規定する国立大学法人をいう。附則第十三条第一項第一号において同じ。)、大学共同利用機関法人(同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。第十六条第一項第二号において同じ。)の施設の整備等に必要資金の交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第百四条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的

六号)第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等(国立大学法人(同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号及び附則第十三条第一項第一号において同じ。)、大学共同利用機関法人(同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。)及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。同項第三号において同じ。)の施設の整備等に必要資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法第百四条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の

第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第百四条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

とする。

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

(削る)

二 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置

実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

二 国立大学法人及び大学共同利用機関

法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け（次条及び第十九条第一項において「施設費貸付事業」という。）を行うこと。

三 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。

(新設)

(新設)

に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。

三〇六（略）

2・3（略）

（区分経理）

第十七条 機構は、施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次条において「施設整備勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十八条 機構は、施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のう

に必要な資金の交付（以下「施設費交付事業」という。）を行うこと。

四〇七（略）

2・3（略）

（区分経理）

第十七条 機構は、施設費貸付事業及び施設費交付事業に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（次条において「施設整備勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十八条 機構は、施設整備勘定以外の一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のう

二〇五（略）

2・3（略）

（新設）

第十七条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当

ち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十六条に規定する業務のうち同条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

2 | 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 | 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4・5 | (略)

6 | 前各項に定めるもののほか、納付金の納

ち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十六条に規定する業務のうち同条第一項第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務以外の業務の財源に充てることができる。

(削る)

2 | 機構は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

3・4 | (略)

5 | 前各項に定めるもののほか、納付金の納

該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 | 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 | 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

(新設)

4 | 前三項に定めるもののほか、納付金の納

付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(削る)

付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券)

第十九条

機構は、施設費貸付事業に必要な

費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。

3 前二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二

付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 機構は、文部科学大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、前条第一項又は第二項の規定による機構の長期借入金又は債券に係る債務(国際

(削る)

(新設)

復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（償還計画）

第二十一条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

（削る）

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十六条第一項第二号の規定により機構が交付する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省各

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第二十二條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、第十六条第一項第三号の規定により機構が交付する資金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、「各省

（新設）

（新設）



「各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(削る)

「各庁の長」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長」と、同法第二条第一項（第二号を除く。）及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の事業年度」と読み替えるものとする。

第五章 雑則

(財務大臣との協議)

第二十三条 文部科学大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十八条第一項の規定による承認をしようとするとき。

二 第十九条第一項、第二項若しくは第五項又は第二十一条の規定による認可をしようとするとき。

第五章 雑則

(新設)

第二十条 (略)

第二十一条 (略)

第六章 罰則

第二十二条 (略)

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十八条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

(削る)

第二十四条 (略)

第二十五条 (略)

第六章 罰則

第二十六条 (略)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十八条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
- 三 第十九条第一項、第二項若しくは第五項又は第二十一条の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

とき。

第十八条 (略)

第十九条 (略)

第六章 罰則

第二十条 (略)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十六条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第十七条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

(新設)

第二十四条 (略)

附則 (注) 原始附則

第四条 前条の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。附則第十三条第一項及び第四項において「改正法」という。)による改正前の第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下この条及び次条第三項において「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」という。)の職員となった者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十二条第二項の規定の適用については、旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となる

第二十八条 (略)

附則 (注) 原始附則

第四条 前条の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号。附則第十三条第一項において「改正法」という。)による改正前の第二条の独立行政法人大学評価・学位授与機構(以下この条及び次条第三項において「旧独立行政法人大学評価・学位授与機構」という。)の職員となった者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十二条第二項の規定の適用については、旧独立行政法人大学評価・学位授与機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職

第二十二條 (略)

附則 (注) 原始附則

第四条 前条の規定により機構の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)第八十二条第二項の規定の適用については、機構の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

ため退職したこととみなす。

（機構の業務に関する特例等）

第十三条 機構は、当分の間、第十六条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（改正法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号。以下この条において「旧センター法」という。）附則第八条第一項第二号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものをいう。）の償還及び当該承継債務に係る利子の支払（次号及び次項において「承継債務償還」という。）を行うこと。

したこととみなす。

（機構の業務に関する特例等）

第十三条 機構は、当分の間、第十六条に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。

- 一 国立大学法人法附則第十二条第一項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（改正法附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号。次号において「旧センター法」という。）附則第八条第一項第二号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した債務のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものをいう。）の償還及び当該承継債務に係る利子の支払（以下この条において「承継債務償還」という。）を行うこと。

（新設）

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、旧センター法附則第八条第一項第一号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。

三 改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継する旧センター法第十六条第一項又は第二項の規定による独立行政法人国立大学財務・経営センターの長期借入金又は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券に係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を行うこと。

2| 機構は、当分の間、第十八条第五項に規定する積立金の額に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることができる。

(削る)

二 承継債務償還及び施設費交付事業に充てるため、旧センター法附則第八条第一項第一号の規定により独立行政法人国立大学財務・経営センターが承継した財産のうち改正法附則第二条第一項の規定により機構が承継するものの管理及び処分を行うこと。

(新設)

2| 機構は、当分の間、第十八条第四項に規定する積立金の額に相当する金額を、同項の規定にかかわらず、承継債務償還に充てることができる。

3|

承継債務償還については、第十九条第二項に規定する長期借入金又は債券の発行

3 機構が第一項に規定する業務を行う場合には、第十七条中「施設費交付事業」とあるのは「施設費交付事業及び附則第十三条第一項に規定する業務」と、第二十三条第一号中「第十六条」とあるのは「第十六条及び附則第十三条第一項」とする。

4 第一項の規定により機構が行う同項第三号に掲げる業務については、旧センター法第十六条（第一項を除く。）から第十八条まで及び第二十条（第一号を除く。）の規定は、改正法附則第十条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧センター法第十六条第二項中「前項に規定するもののほか、センターは、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）附則

による収入をもつて充ててはならない。

4 機構が第一項に規定する業務を行う場合には、第十七条中「施設費貸付事業及び施設費交付事業」とあるのは「施設費貸付事業及び施設費交付事業並びに附則第十三条第一項に規定する業務」と、第二十七条第一号中「第十六条」とあるのは「第十六条及び附則第十三条第一項」とする。

（新設）

第十三条第一項第三号に掲げる業務」と、「債券を」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券（以下「債券」という。）を」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、「センター」とあるのは「機構」と、同条第五項中「センター」とあるのは「機構」と、同条第七項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二項」と、旧センター法第十七条中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第二項」と、「センター」とあるのは「機構」と、旧センター法第十八条中「センター」とあるのは「機構」と、旧センター法第二十条第二号中「第十六条第一項、第二項」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされた第十六条第二項」とする。

5 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧センター法第十六条第二項若しくは第五項又は第十八条の規定

(新設)

により文部科学大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。



独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律案に対する修正案 新旧対照表

○独立行政法人大学評価・学位授与機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）（抄）

（網掛部分は修正部分）

修正案	修正案
<p>附則</p> <p>（センターの解散等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。</p> <p>この場合において、附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号。同条を除き、以下「旧センター法」という。）第十五条第二項から第五項まで及び附則第十一条第二項の規定は、なおその効力を有するものとし、旧センター法第十五条第二項中「前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とあるのは「施設整備勘定以外の一一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る</p>	<p>附則</p> <p>（センターの解散等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～7（略）</p> <p>8 前項の規定による処理において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が行うものとする。</p> <p>この場合において、附則第十条の規定による廃止前の独立行政法人国立大学財務・経営センター法（平成十五年法律第百十五号。同条を除き、以下「旧センター法」という。）第十五条第二項から第五項まで及び附則第十一条第二項の規定は、なおその効力を有するものとし、旧センター法第十五条第二項中「前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額」とあるのは「施設整備勘定以外の一一般の勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間の最後の事業年度に係る</p>

通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額」と、同条第四項中「翌事業年度以降の施設費交付事業」とあるのは「平成二十八年四月一日に始まる事業年度以降の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）**第十六条第一項第二号**に規定する施設費交付事業」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第二項から第四項まで」と、旧センター法附則第十一条第二項中「承継債務償還」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務償還」とする。

9 (略)

#### 第五条 (略)

2 前項に規定する債券は、この法律による改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）**附則第十三条第四項**の規定によりなおその効力を有することとされた旧センター法**第十六条第三項**及び**第四項**の規定の適用については、**同条第二項**の規定による債券とみなす。

通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額」と、同条第四項中「翌事業年度以降の施設費交付事業」とあるのは「平成二十八年四月一日に始まる事業年度以降の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）**第十六条第一項第三号**に規定する施設費交付事業」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「第二項から第四項まで」と、旧センター法附則第十一条第二項中「承継債務償還」とあるのは「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第十三条第一項第一号に規定する承継債務償還」とする。

9 (略)

#### 第五条 (略)

2 前項に規定する債券は、この法律による改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法（平成十五年法律第百十四号）**第十九条第三項**及び**第四項**の規定の適用については、**同条第一項**又は**第二項**の規定による債券とみなす。